

議案第 8 号

**令和 6 年度山梨県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）**

令和 6 年度山梨県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

令和 7 年 2 月 2 0 日 提出

山梨県後期高齢者医療広域連合長 大柴 邦彦

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 5 8 , 8 5 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 0 , 7 1 3 , 9 3 9 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 2 月 2 0 日 原案可決

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
1 市町村支出金	
	1 市町村負担金
2 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
3 県支出金	
	1 県負担金
4 支払基金交付金	
	1 支払基金交付金
5 特別高額医療費共同事業交付金	
	1 特別高額医療費共同事業交付金
6 財産収入	
	1 財産運用収入
7 繰入金	
	1 一般会計繰入金
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
23,633,882	82,712	23,716,594
23,633,882	82,712	23,716,594
38,098,559	22,501	38,121,060
28,293,482	57,468	28,350,950
9,805,077	△34,967	9,770,110
9,931,663	19,156	9,950,819
9,859,012	19,156	9,878,168
46,841,078	98,148	46,939,226
46,841,078	98,148	46,939,226
44,100	445	44,545
44,100	445	44,545
2	143	145
2	143	145
444,593	35,746	480,339
436,477	35,746	472,223
120,455,088	258,851	120,713,939

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
2 保険給付費	
	1 療養諸費
4 特別高額医療費共同事業拠出金	
	1 特別高額医療費共同事業拠出金
7 基金積立金	
	1 基金積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
527,554	779	528,333
527,554	779	528,333
117,923,700	244,000	118,167,700
109,577,500	244,000	109,821,500
63,980	13,929	77,909
63,980	13,929	77,909
12,790	143	12,933
12,790	143	12,933
120,455,088	258,851	120,713,939